（一般旅券の発行に関する特例）

第二条　外務大臣は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の被災者であってその居住する住宅が滅失し、又は損壊した者として政令で定めるものが、発給を受けた一般旅券であって同日において現に有効なものを当該災害により紛失し、又は焼失した場合において、同日から平成二十五年三月三十一日までの間に国内において当該一般旅券（以下この項及び次項において「紛失旅券」という。）につき旅券法第十七条第一項から第三項までの規定による届出をし、かつ、この法律の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に国内において旅券法第三条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする五年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

2　外務大臣又は旅券法第三条第一項に規定する領事官は、前項の規定により発行された一般旅券であって五年を有効期間とするものの有効期間満了の日が当該一般旅券の発給を受けた被災者に係る紛失旅券の有効期間満了の日より一月以上前である場合において、当該被災者が同法第十一条第一号の規定に基づき同法第三条の規定による発給の申請をするとき又は当該一般旅券の有効期間が満了した後同条の規定による発給の申請をするときは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、月を単位とする期間であってその満了の日が当該紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものを有効期間とする一般旅券を発行することができる。

3　前二項の規定により発行される一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）は、前二項の申請をする者が震災特例旅券の発給を受けようとする旨を旅券法第三条第一項第一号の一般旅券発給申請書に記載して申請する場合に限り、発行することができる。

4　外務大臣が行う震災特例旅券の発行に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（旅券の交付に関する規定の準用等）

第三条　震災特例旅券の交付については、旅券法第八条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五条」とあるのは「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する旅券法第八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する特例）

第四条　震災特例旅券の発給の申請をする者は、旅券法第二十条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、手数料を国に納付することを要しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）	第三条第一項において準用する旅券法第八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務

総務大臣　片山　善博
外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

政　令

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百六十三号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「福島県のうち　伊達郡のうち国見町」を「岩手県のうち　九戸郡のうち洋野町　福島県のうち　伊達郡のうち国見町」に、「岩手県のうち　下閉伊郡のうち普代村　福島県のうち　耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗代町　河沼郡のうち会津坂下町及び柳津町　大沼郡のうち昭和村」を「福島県のうち　福島市　」に、「岩手県のうち　盛岡市　」を「宮城県のうち　柴田郡のうち村田町」に、「岩手県のうち　二戸市　岩手郡のうち雫石町及び滝沢村　宮城県のうち　白石市　福島県のうち　福島市　耶麻郡のうち磐梯町及び猪苗代町　河沼郡のうち会津坂下町及び柳津町　大沼郡のうち昭和村」を「岩手県のうち　盛岡市　」に、「岩手県のうち　盛岡市　」を「宮城県のうち　柴田郡のうち村田町」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直**人